川西市立加茂小学校いじめ防止基本方針

川西市立加茂小学校

1 学校の方針

本校は学校教育目標を、「人権尊重の精神に立ち、一人ひとりが心豊かに、やさしく、たくましく、 生きる力を育成する」として、「夢」や「志」を抱き、心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り,有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「川西市立加茂小学校いじめ防止基本方針」を定める。

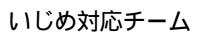
2 基本的な考え方

本校は、今年度、創立 19 周年を迎える。心のふれあいを大切にし、「夢のある楽しい加茂小学校」を目指している。確かな学力を身に付け、豊かな心を育むことにより、保護者や地域に信頼される学校でありたいと願っている。

本校の児童は、明るく素直で意欲的に学習に取り組むが、学習を日常生活に生かす力が不十分であることが課題に挙げられる。学年ごとの発達段階に応じたきめ細やかな指導が必要である。教職員は、児童一人ひとりの学習意欲を高め、「言葉を大切にする授業」、児童が「わかった」「できた」と自覚できるような「学ぶ楽しさが実感できる授業」の創造に取り組んでいる。道徳・人権教育を充実させるために、児童だけでなく教職員の人権意識も高め、相手の立場を考え、思いやりのある行動がとれる児童を育成している。また、特別支援教育の充実をめざし、一人ひとりの障がいの状態、特性に応じた指導を進めるとともに、特別支援教育を通して人間的なふれ合いを深めている。本校の教職員は、教育の専門家としての使命感を持ち、常に研修に努め、指導力の向上を図っている。子どもの良さを見つけ、個性を伸ばし、子どもと共に成長する教師集団である。今年度も「社会的な見方や考え方を育てる」を研究主題に挙げ、社会科を研究している。

いじめについては、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、平素より個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応するよう心掛けている。そして、教職員が児童とともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 学校におけるいじめの防止等の指導体制、組織的対応等



構成員 校長、教頭、人権・生活指導・特別支援委員会メンバー、養護教諭

その他状況に応じて

関係学級、学年・特別支援コーディネーター・生活指導相談員

必要に応じて

スクールカウンセラー・関係機関職員・警察

事実確認のため、調査班を編成する場合もある。 事案により、柔軟に編成する。

ア いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。

また,「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように,教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・ 活躍できる学校づくりに努める。

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等により、いじめ対応チームを校内に定める。

全ての児童が、いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全ての児童と接する。

【日常における「いじめ SOS」チェックリスト】

教室の様子から

用具・机・椅子などが散乱していることが増える 教室にゴミが散乱している 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる 掲示物が破れていたり落書きがあったりする

集団の様子から

特定の子どもに気を使っている雰囲気がある 教職員がいないと掃除がきちんとできない 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない 雰囲気がある

些細なことで冷やかしたりするグループがある

授業や学級活動・提出物から

教室にいつも遅れて入ってくる 授業中に発表すると冷やかされる 授業中に他の児童生徒から発言を強要される 授業中に他の児童生徒の発言の中で突然個人名が出る 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる その子の持ち物を周りの子が触りたがらない グループ分けで孤立する 班にすると机と机の間に隙間がある 他の子どもと席を替わるようになる 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする 毎回リーダーや班長になる 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるよう になる 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている

友だち関係から

友だちに悪口を言われているのに笑う 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える 友だちの使い走りをするようになる 他の子どもの肩代わりをするようになる どんな遊びでも、誘われると従う これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める

身辺状況から

髪の毛が不自然に切られている体に擦り傷やあざが見られる服が汚れていることが多くなる持ち物が壊されたり、隠されたりする持ち物に落書きや破損の跡が見られる友だちの話をしなくなる泣いた後のような気配がすることが増える心配そうな表情をするようになる悲しそうな表情をすることが増える妙に暗くなるうつむいて視線を合わせなくなるおどおどするようになる笑っている時の顔が引きつっている筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる

行動の中から

理由もなく一人で朝早く登校する 朝家を出たのに学校に来ない 遅刻・早退・欠席が増える 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる ぎりぎりの時間に登校する わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる 一人で行動することが多くなる 教職員の近くから離れようとしなくなる 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる いつも本を読んでいる 何もかも嫌だというようになる みんなが帰るまで帰宅したがらない 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる

【学校年間指導計画】

理由もなく成績が突然下がる

いじめを許さない,見過ごさない雰囲気づくりに努める。

いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

【学校年間指導計画】

	職員会議等		等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた取り組み
4 月	・いじめ対応チーム指 導方針・計画作成			・幼稚園、保育所、小学 校との情報交換 ・学級づくり	・家庭訪問
5月				・PTA総会 ・中学校区人権交流	・家庭訪問・子ども交流
6月				・人権参観日	・アンケート
月		事案発生時		・自然学校	・個人懇談
8月				・夏休み ・教職員の研修	
9月		いじめ対応チーム会議		・里山体験学習	
10 月		テーム会議		・運動会・市民体育祭・連合音楽会・修学旅行	・アンケート
11 月				・加茂小まつり・音楽会	
12 月		職員会議			・個人懇談
1 月				・加茂フェス ・作品展 ・オープンスクール	
2月				・出前授業	・子ども交流
3月	・いじめ対応チーム本 年度のまとめ			・1 日入学 ・卒業式	・アンケート

職員会議等

- ・いじめ対応チームは、通常は人権・生活 指導・特別支援委員会のメンバーで構成 し、月1回児童の情報交換、要配慮児童 の生活状況などについて協議をする
- ・職員会議において、各学年の児童生徒の 情報を交流する

未然防止に向けた取り組み

- ・入学前の幼稚園、保育所、中学校との情報交換をする。
- ・中学校区における人権交流学習
- ・人権参観日の設定
- ・教職員の研修
- ・地域との交流行事 (市民体育祭等)
- ・集団での校外体験学習 (里山体験・自然学校・修学旅行)
- ・PTA企画「加茂小まつり」
- ・加茂小児童企画「加茂小フェス」等
- ・出前授業
- ・一日入学
- ・個人懇談
- ・運動会、作品展などの行事

早期発見に向けた取り組み

- ・いじめ等に関するアンケートを年3回実 施する。
- ・教育相談等、児童と定期的に個別面談を 行い、児童の日常の微妙な変化に対応す る。
- ・家庭訪問
- ・子ども交流

児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 児童が自己と向き合い、他者・社会・自然とのかかわりを通して、生命に対する畏敬の念、共生共 感を体得できる教育活動の充実を図る。

イ いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての 教職員が児童の様子を見守り丁寧に日常的な観察に努める。そのためには、教職員が児童のささい な変化に気づき、情報を学年等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。

おかしいと感じた児童がいる場合には、組織として、学年集団や人権・生活指導・特別支援委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

「加茂小いじめアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

気になる行為等があった場合は、5W1Hを確認し教職員が共有できるようにする。

「廊下は走らない」「人の嫌がることをしない」など当たり前、何気ない行為と思われがちなこと に対しても、意識的に検証を行い積極的に指導していく。

保護者と連携し、連絡及び情報交換を密に行う。

ウ いじめの早期対応

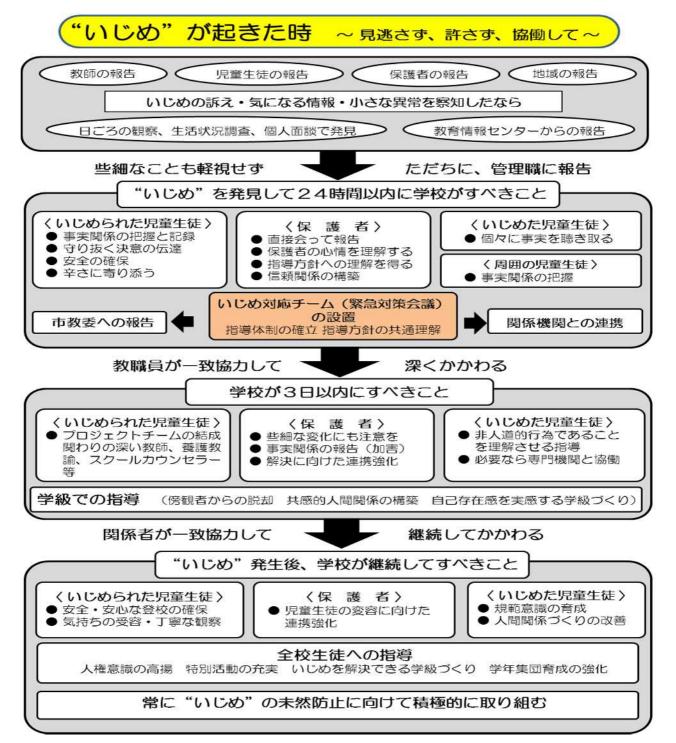
いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ対応チーム等を中心に適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。

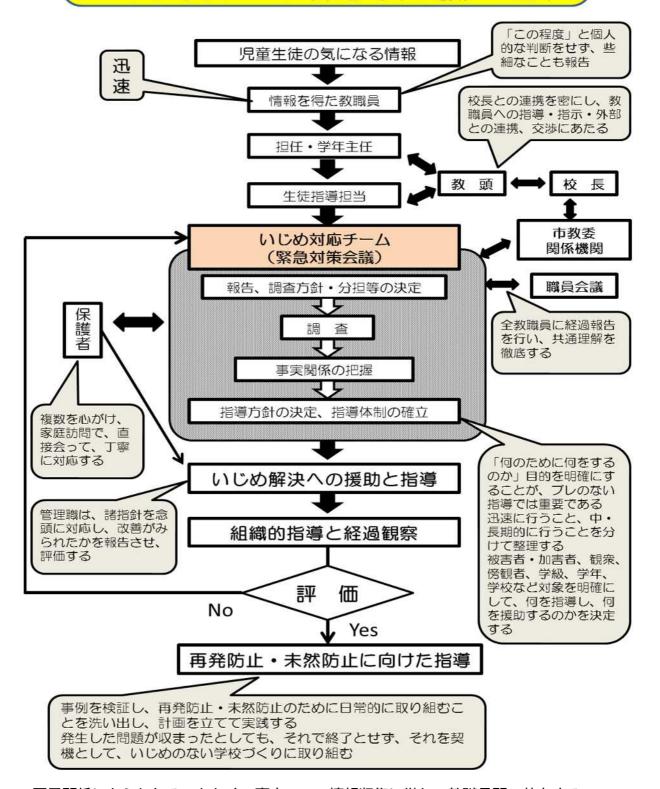
家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに,家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするのではなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

【いじめを認知した時の基本的な対応】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフローを参考にし、事案に応じた対応を行う。



いじめ対応チーム(緊急対策会議)の基本



因果関係にとらわれることなく、事実のみの情報収集に徹し、教職員間で共有する。 兵庫県・いじめ防止マニュアルより

【学校におけるいじめ事案の指導手順】

 (1) 情報収集	発見した教職員が状況	状況を管理職及び生活指導担当に報告す	当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集する。具体的事実を詳細・ 時系列で整理する。
	を報告・整理	る。具体的に事実を整理する。	
(2) 情報収集	複数の教職員から情報	担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等	
(<i>L)</i>	を収集	から情報を収集する。	
(a) tb;首十公人のto±+	学年会・生活指導合同	教職員の情報を基に今後の対応方針を検	情報の共有、方針の共通理解を図る。
(3) 指導方針の検討 	会の開催	討する。管理職に事実を報告する。	
() (D+#+() c+		被害児童の保護者に対して、現時点での状	生徒の家庭での状況を丁寧に聞き取る。
(4) 保護者対応	被害児童の保護者への	況と今後の指導方針を説明するとともに、	「いじめを許さない」という学校の強い
	対応	保護者の同意を得る。	 意志を伝える。
			旧卒明の七間が上の辛士ス・ナーナウバ
(5) 事実確認	被害児童からの聞取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り	児童間の力関係に留意する。本人を守り
		添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。	通す意志を伝える。
	 対策会議の招集	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導	被害児童の保護が必要な場合は対応を
 (6) 指導方針の検討	学校指導の開始	方針を検討する。(教頭、学年担任、生活	検討する。
(0) 14477110717813	(市教委への報告)	指導担当、学級担任、養護教諭、スクール	警察・関係機関との連携も視野に入れ、
	(IDAX & NOTING)	カウンセラー等)	柔軟な対応を図る。
(7) 事実確認	周囲の児童から間取り	被害児童の状況を的確に聞き取る。人間関	 威圧的な態度にならないよう留意する。
(7) 事大唯祕	19四ツル宝川・9月取り	係に十分配慮する。	
(8) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を	 より具体的な方針を協議する。
(6) 指导/]亚[0/代码]	X1尔云俄0万0未	整理する。	より兵体的な力率を励成する。
(0) 但推步计广	被害児童の保護者への	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の	家庭での状況、保護者の思いを丁寧に聞
(9) 保護者対応	対応	状況についても聞き取りをする。	き取る。
	- 17章(P辛むこの問題)(2	被害児童、教職員、周囲の生徒からの聞き	決して威圧的にならないよう留意し、丁
(10) 事実確認	加害児童からの聞取り	取りを基に事実確認を行う。	寧に聞き取りを行う。
(1) Herry Al = 10+1) 100 A +++ = 1714-	加害児童からの聞き取りを基に事実の確	被害児童や保護者の思いを十分配慮す
(11) 指導方針の検討 	対策会議の招集	認を行う。今後の指導方針を検討する。	ప .
	加害児童の保護者への	確定した事実とともに、学校としての指導	冷静に客観的な事実を基に説明する。難
(4.0) (0.48-44)	対応	 方針を説明する。	しい対応であることを認識する。
(12) 保護者対応	被害児童の保護者への	学校の取り組みの現状について説明する。	保護者・児童の思いに十分配慮する。
	対応	 当該児童の学校での様子を伝える。	
			自らの行為に対峙させ、いじめの問題を
			理解させる。
	加害児童に対する毅然	 指導方針に従って指導を行う。学年及び生	
(13) 特別な指導	とした指導	活指導担当が中心となる。	解させるよう留意する。
		7,7,7,7,5,2,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,	加害児童の自己存在感を失うことのな
			いよう留意する。
			被害児童や保護者の心情を加害児童や
(14) 人間関係の修復	 謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配	保護者に伝え、今後、より良い人間関係
	MJHFVノがJVJIX人C	慮して行う。	
			1/19本でである 21及以でも。
(15) 兴机比诺	いじめのない学級づく	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の思索(知典・依頼者を含め、のお道を行	積極的な生活指導を学年教師全員で行
(15) 学級指導 	りの展開	の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行	う。
(10) 15学/4.5		う。場合によって学年集会等を開く。	ロヴルエのルコナナップの共和工が開口
(16) 指導後の	加害児童・被害児童の	加害児童・被害児童との面談、保護者との	日常生活の状況をすべての教師が把握
状況把握 	状況把握	連携、授業での状況を把握する。	していく。
(17) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの	問題の終了ではなく、いじめのない学校
		課題を整理し、改善点の検討・実施を図る。	づくりの開始として位置づける。

いじめの事実に直面しても見逃してしまう、担任等が一人で解決しようとして報告を怠ることのないよう、研修により教職員の意識向上を図るとともに、組織的な生活指導体制を構築するよう努める。

エ ネット上いじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新 の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が保有している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

小学校 5 年生児童を対象に、携帯電話・インターネット等の利用実態把握のため、アンケートを実施。

小学校 5・6 年生児童を対象に、「親子で一緒に考えよう! インターネット・ケータイ」のリーフレットを配布。

ネット上のいじめがあった場合は、《ネット上の書き込みや画像等への対応手順》に沿って対応をする。

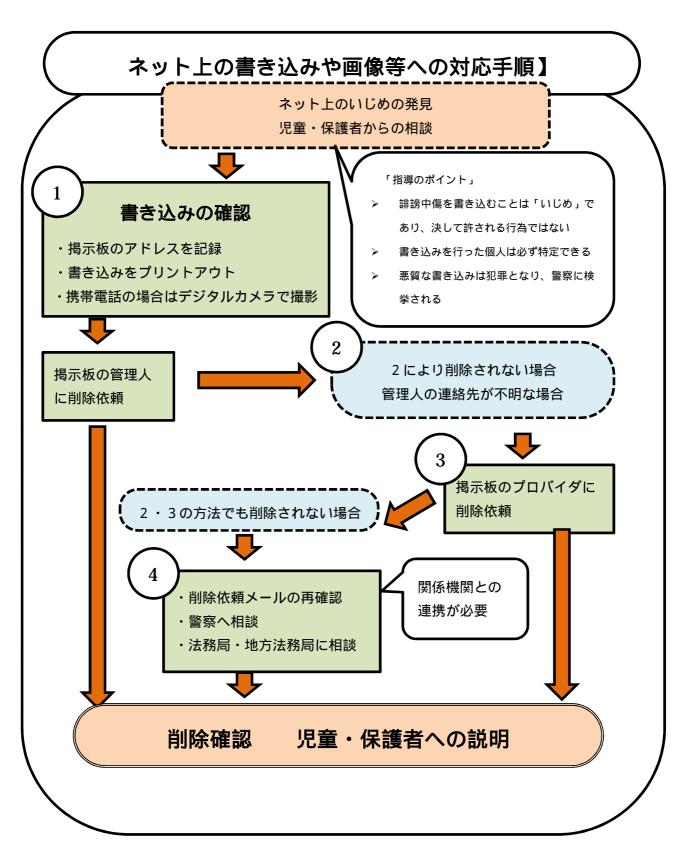
ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

(兵庫県教育委員会)http://hyogokko.npos.biz/

兵庫県警察サイバー犯罪対策課

http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html

【ネット上のいじめへの対応】



4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態で判断する。

もう1つは「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校 長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、いじめ対応チームに関係機関を加えて調査し、解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

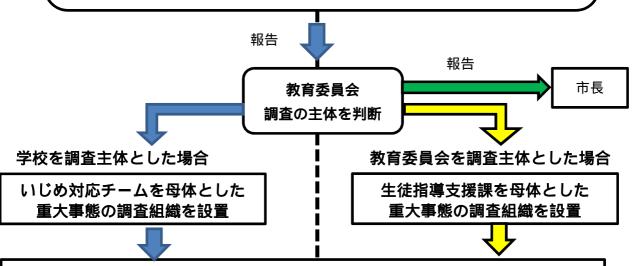
誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会や PTA 総会を始め、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を活用し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【重大事態への対応】

重大事態の発生

- 1「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」 (児童が自殺を企図した場合等)
- 2「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - (年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめられた児童または、その保護者に対して、川西市子どもの人権オンブズパーソン制度による人権救済措置があることを伝える。
- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。



いじめをうけた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査結果によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。)
- ・関係者の個人情報に十分に配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないよう留意する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に おき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する措置が必要

